

# 油漏えい検知システム 油太郎 I

## 「安全上のご注意」

本製品の取扱いにつきましては、この「安全上のご注意」をよくお読みの上、正しくお使いください。そのあとも保存し、必要なときにお読みください。

- 取付け・稼働・保守・点検などの前に、必ずこの「安全上のご注意」と本製品の取扱説明書の内容をよく理解した上で、本製品を正しく安全にお使いください。
- 本製品は、厳しい品質管理のもとに製造しておりますが、本製品が万一故障することにより、人命、身体または財産に重大な損害が予測される場合は、前もってこれを回避するための措置を講じてください。

- 
- 安全に関する絵表示について  
安全に関する内容により、その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解した上で、本文をお読みください。

	<b>危険</b> : この表示を無視して誤った取扱いをすると、人が死亡したり重傷を負ったりするほか爆発や火災が切迫して発生することが想定される内容を示しています。
	<b>警告</b> : この表示を無視して誤った取扱いをすると、人が死亡したり重傷を負ったりするほか爆発や火災を起こす可能性が想定される内容を示しています。

- 絵表示の例



△記号は注意(危険や警告を含む)が必要な内容があることを告げるものです。図の中や近傍に具体的な注意内容(左図の場合は感電注意)が描かれています。



○記号は禁止の行為であることを告げるものです。図の中や近傍に具体的な禁止内容が描かれています。



●記号は強制(必ず実行していただくこと)を示すものです。図の中や近傍に具体的な指示内容(左図の場合は特定しない一般的な使用者の行為)が描かれています。

## 油センサー

 <b>危 険</b>	
 電 線 管 工 事	<p>■ 電線管工事は消防関係法令や電気関係法令などに基づいた工事を行ってください。また、電線管コネクタやプリカチューブなどは全て防水型を使用し、各ネジ込み部のシールを充分に行ってください。</p> <p>ベーパー(可燃性ガス)が侵入し、引火・爆発事故などの原因となります。</p>
 <b>警 告</b>	
 禁 止	<p>■ 本センサーは、界面活性剤(洗剤)がある環境や、コケや藻や汚物などがある環境で使用しないでください。</p> <p>※油検知が正常に作動しないおそれがあります。</p>
 結線部の締付け	<p>■ 中継ボックスの蓋および外部信号ケーブル線の導入部などは、しっかりと締め付けてください。</p> <p>腐食による接触不良などにより、誤作動や故障などの原因となります。</p>
 ケーブル線加工後の 結 線	<p>■ 中継ボックス内の結線をする際は、専用圧着端子を用いて結線をしてください。</p> <p>ケーブル線の導通不良により、誤作動や故障などの原因となります。</p>
 禁 止	<p>■ 設置完了後は、メンテナンス時を除き、中継ボックスの蓋をあけないでください。</p> <p>短絡(ショート)や腐食による接触不良などにより、誤作動や故障などの原因となります。</p>
 禁 止	<p>■ 中継ボックスは、水に浸かったり、水没した状態で使用しないでください。</p> <p>中継ボックスは、密閉構造となっていますが、経年変化などにより、パッキン類やシール面などが劣化した場合、入水による短絡(ショート)や腐食による接触不良などにより、誤作動などの故障の原因となります。</p> <p>中継ボックスが水に浸かったり、水没しないように、必要な処置を講じてください。</p>

注※ 本PL文書は、ガソリン・軽油・灯油・重油を対象としております。他液種への使用をご検討されている場合は、最寄りの当社支店・営業所(8ページ)へお問い合わせください。

## 警報装置

 <span style="font-size: 1.2em;">危 険</span>	
 非危険場所への 設 置	<p>■ 法規上、非危険場所に設置してください。 引火・爆発事故などの原因となります。</p>
 <span style="font-size: 1.2em;">警 告</span>	
 警報の確認	<p>■ 警報装置は、各警報が発せられたときに常時確認できる場所に設置してください。確認できる場所に設置できない場合は、警報ブザーなどを、各警報が発せられたときに常時確認できる場所に設置してください。</p> <p>漏えい警報を見落とした場合、漏えい事故が拡大するおそれがあります。</p>
 警報発報時の対応	<p>■ 警報が発せられた場合は、速やかに検知場所の点検を行い、適切な処置を講じてください。</p> <p>引火・爆発事故などのおそれがあります。 なお、検知場所の点検を行っても、異常が確認されない場合は、最寄りの当社支店・営業所(8 ページ)へお問い合わせください。</p>
 禁 止	<p>■ 設置完了後は、メンテナンス時をのぞき、前面扉は、あけないでください。</p> <p>内部回路には電圧がかかっており、感電事故などの原因となります。</p>
 単 独 配 線 工 事	<p>■ 中継ボックスから警報装置までのケーブル線は、導体公称断面積 0.75mm<sup>2</sup> 以上のシールド付きケーブルを使用し、単独の金属電線管工事を行ってください。</p> <p>引火・爆発事故、誤作動や故障などの原因となります。</p>
 A 種 接 地 工 事	<p>■ 法規上、A種接地工事(接地抵抗 10Ω 以下、接地線は導体公称断面積 2mm<sup>2</sup> 以上)に準じた接地工事を行ってください。</p> <p>引火、爆発事故、感電事故、故障などの原因となるほか、漏えい検知機能が正常に作動しないおそれがあります。</p>
 ケーブル線加工後の 結 線	<p>■ 警報装置の端子台に結線する際は、ケーブル線に絶縁被膜付き圧着端子加工などを施してから、結線をしてください。</p> <p>ケーブル線の導通不良により、漏えい検知機能が正常に作動しないおそれがあるほか、故障などの原因となります。</p>

## 警報装置

 警 告	
 誤作動確認	<p>■ 本製品と他の機器およびシステムが接続されている場合に、本製品の入力電源を切る際は、他の機器およびシステムに誤作動が生じないことを確認の上、実施してください。</p> <p>誤作動などにより、オーバーフロー事故や在庫切れ事故などの原因となります。</p>
 接点定格内での使用	<p>■ 本製品と他の製品または電気回路などを接続する際は、本製品の接点定格の範囲内でご使用ください。</p> <p>誤作動などの故障の原因となります。</p>

## そ の 他

 警 告	
 漏えい判定の 確認検査	<p>■ 本製品の油検知機能につきましては、漏えい検知の支援機能となっています。本機能による結果にかかわらず、タンクなどからの万一の漏えいなどの発生を考慮して、別途圧力検査などによる漏えい検査を必ず実施してください。</p>
 関係法令の遵守	<p>■ 危険物の貯蔵または取扱いをする施設に本製品の設置をする際は、消防関係法令や電気関係法令などに基づいた工事を実施してください。</p> <p>引火・爆発事故、誤作動や故障などの原因となります。</p>
 保守点検	<p>■ 1年に1回以上の、計装工事または電気工事などの専門技術者による保守点検を実施してください。</p> <p>引火・爆発事故、誤作動や故障などの原因となります。</p>
 検知結果に 基づく諸作業など	<p>■ 本製品の漏えい検知結果に基づき、諸作業など(加減圧などによる漏えい検査やタンクの掘り起こしなど、その他一切)を実施した場合、異常の有無にかかわらず、当該作業などに要した経費や休業損害、その他の損害賠償など、本製品の検知結果に起因または関連する直接損害、間接損害、特別損害、拡大損害、逸失利益、その他一切の損害について、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。</p>
 入力電源 OFF	<p>■ 本製品の結線および保守点検などの作業を行う際は、入力電源を切ってから実施してください。</p> <p>短絡(ショート)による火災、感電事故、故障などの原因となります。</p>

## そ の 他

 <b>警 告</b>	
 禁 止	<p>■ <b>本製品は絶対に分解や組み直し・修理・改造などを行わないでください。</b> 引火・爆発事故、入水事故、感電事故、誤作動や故障などの原因となります。</p>
 安 全 設 計	<p>■ <b>電気・電子部品、機器の故障発生とご使用時の装置、システムの製品安全設計のお願い。</b> 当社は品質、信頼性の向上に努めていますが、一般的に電気・電子部品、機器はある確率で故障が発生します。また、使用環境、使用条件などによって耐久性が異なります。したがって、当社製品のご使用に当たっては、その製品の故障または寿命により、結果として人身事故、火災事故、オーバーフロー事故、漏えい事故、入水事故、または社会的な損害などを生じさせないよう、冗長設計、引火・爆発防止設計・延焼対策設計、漏えい事故対策設計、誤作動防止設計などの安全設計や1年に1回以上の保守点検の実施をお願いいたします。</p>
 設 置 環 境	<p>■ <b>本製品は仕様に基づいた環境に設置してください。</b> 引火・爆発事故、漏えい事故、故障などの原因となります。</p>
 適正な取付け	<p>■ <b>本製品は取扱説明書に基づいて正しく取り付けてください。</b> 引火・爆発事故、漏えい事故、故障などの原因となります。</p>
 禁 止	<p>■ <b>本製品の上に乗るなど、外的な荷重をかけないでください。</b> 引火・爆発事故、漏えい事故、誤作動や故障などの原因となります。</p>
 専門技術者による 工 事	<p>■ <b>本製品の取付け、設置、結線、作動確認および保守点検などの作業については、計装工事または電気工事などの専門技術者が実施してください。</b> 引火・爆発事故、漏えい事故、故障などの原因となります。</p>
 産業廃棄物処理	<p>■ <b>保守点検などで交換した部品や機器類は、産業廃棄物として処理をしてください。</b> 環境汚染の原因となります。</p>

## そ の 他

 <b>警 告</b>	
 メンテナンス・コール	<p>■ 異常を見つけたときは、速やかに当社へご連絡ください。</p> <p>本製品に対して異常や不明点など、何かお気付きの際は速やかに最寄りの当社支店・営業所(8 ページ)へご連絡ください。</p>
 補修用性能部品	<p>■ 本製品の補修用性能部品は、製造打切り後最低8年間保有しています。</p> <p>性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。ただし、部品メーカーの生産中止などにより、8年未満であっても、供給不可能な場合が生じることがありますので、あらかじめご了承ください。</p>
 警 告	<p>■ 本製品の使用または不具合により、漏えいを検知し得なかったことに起因または関連する直接損害、間接損害、特別損害、拡大損害、逸失利益、その他一切の損害について、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。</p>
 警 告	<p>■ 本製品は、ガソリン・軽油・灯油・重油を対象としております。前記以外の他の液種へのご使用につきましては、最寄りの当社支店・営業所(8 ページ)へお問い合わせください。</p> <p>なお、前記以外の他の液種へのご使用の場合、本製品は保証の対象外となりますので、あらかじめご了承ください。</p>
 警 告	<p>■ 当社は、当社が実施した機器の取付・点検・修理・取替などの作業において、当社の責めによって現地設備(タンク・配管・電線など)に故障や破損などが生じた場合は、無償で同設備の補修や修復を行います。但し、故障や破損などの発生が</p> <p>①現地設備の老朽化                      ②不可抗力                      ③地震など外的要因</p> <p>などに起因するものである場合はこの限りではありません。</p> <p>なお、上記の補修や修復以外については、当社の責任の有無にかかわらず、いかなる場合においても上記故障や破損などに起因または関連する直接損害、間接損害、特別損害、拡大損害、逸失利益、その他一切の損害について、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。</p>
 警 告	<p>■ 火災、地震、水害、落雷、その他天災地変または公害、塩害、ガス害(硫化ガスなど)、異常電圧、指定外の使用電源(電圧、周波数)などによって生じた、本製品、または、本製品と当社他製品または他社の製品とを接続した際の不具合に起因もしくは関連する直接損害、間接損害、特別損害、拡大損害、逸失利益、その他一切の損害について、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。</p>

## その他

### 警告



警告

- 本製品の保証期間は納入から1年間とし、保証期間内に本製品に不具合（作動不良、漏えいや入水の発生を検知し得なかった場合など）が生じた場合は、当社は無償で本製品の修理または交換を行います。ただし、不具合の発生が当社の責めによらない場合はこの限りではありません。

なお、上記の製品保証以外については、当社の責任の有無にかかわらず、いかなる場合においても下記(1)(2)(3)に起因または関連する直接損害、間接損害、特別損害、拡大損害、逸失利益、その他一切の損害について、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

- (1) 本製品の使用や不具合
- (2) 本製品と当社または他社の製品（ソフトウェアを含む）などを接続、連携や併用など行った際の使用や不具合
- (3) 上記の使用や不具合により漏えいや入水を検知し得なかった場合

ここでいう「製品（ソフトウェアを含む）などを接続、連携や併用など」とは、下記①②などのあらゆる接続、連携や併用などを意味するものとします。

- ① 本製品と当社の製品（ソフトウェアを含む）やサービス（役務その他）などの接続、連携や併用など
- ② 本製品と他社の製品（ソフトウェアを含む）やサービス（役務その他）などの接続、連携や併用など

# サービスネットワーク

---

東京営業本部	〒152-0002	東京都目黒区目黒本町2丁目 9-5 TEL (03)3716-5777(代) FAX (03)3716-2384
本社	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前4丁目 33-32 TEL (092)431-5131(代) FAX (092)431-3851
東京支店	〒152-0002	東京都目黒区目黒本町2丁目 9-5 TEL (03)3716-2391 FAX (03)3716-2384
横浜営業所	〒246-0031	横浜市瀬谷区瀬谷4丁目 19-5 TEL (045)301-9557 FAX (045)301-9558
大宮営業所	〒331-0811	さいたま市北区吉野町2丁目 192-5 TEL (048)663-9775 FAX (048)663-9758
名古屋支店	〒453-0056	名古屋市中村区砂田町3丁目 18 TEL (052)411-7782 FAX (052)411-7791
大阪支店	〒532-0003	大阪市淀川区宮原1丁目 4-20 TEL (06)6399-0515 FAX (06)6399-0516
札幌営業所	〒003-0002	札幌市白石区東札幌二条3丁目 2-39 TEL (011)812-9528 FAX (011)812-9529
青森営業所	〒030-0853	青森市金沢3丁目 8-40 TEL (017)735-5222 FAX (022)239-6627
仙台営業所	〒983-0043	仙台市宮城野区萩野町1丁目 12-4 TEL (022)239-6626 FAX (022)239-6627
金沢営業所	〒921-8016	金沢市東力町二 201 TEL (076)292-1612 FAX (076)292-1621
岡山営業所	〒700-0964	岡山市北区中仙道1丁目 1-31 TEL (086)243-3255 FAX (086)245-1232
広島営業所	〒733-0003	広島市西区三篠町2丁目 3-22 TEL (082)237-9231 FAX (082)237-9244
高松営業所	〒760-0008	高松市中野町 27-14 TEL (087)834-7555 FAX (087)834-7562
松山営業所	〒790-0932	松山市東石井6丁目 2-1 TEL (089)958-9261 FAX (089)958-9261
福岡支店	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前4丁目 33-32 TEL (092)431-1000 FAX (092)431-3851
鹿児島営業所	〒890-0063	鹿児島市鴨池1丁目 18-1 TEL (099)252-5861 FAX (099)252-5732
沖縄営業所	〒901-2126	沖縄県浦添市宮城6丁目 25-5 TEL (098)878-6068 FAX (099)252-5732

[SKKホームページ] <http://www.showa-kiki.co.jp>